

広島市条例第 7 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市個人番号の利用に関する条例及び広島市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市個人番号の利用に関する条例及び広島市市税条例の一部
を改正する条例

(広島市個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第 1 条 広島市個人番号の利用に関する条例（平成 2 7 年広島市条例第 5
2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第
3 号中「第 2 条第 1 2 項」を「第 2 条第 1 3 項」に改め、同条第 4 号中
「第 2 条第 1 4 項」を「第 2 条第 1 5 項」に改める。

(広島市市税条例の一部改正)

第 2 条 広島市市税条例（昭和 2 9 年広島市条例第 2 5 号）の一部を次の
ように改正する。

第 1 8 条の 2 第 4 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に
改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。